

清須市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成18年告示第24号）

【一部抜粋】

（目的）

第1条 この告示は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）を公開し、市政運営の公正の確保と市の政策形成過程の透明性の向上を図るとともに、市民参加による市政を促進し、より一層開かれた市政を推進することを目的とする。

（会議の公開の基準）

第3条 会議は、原則として公開する。ただし、会議が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 附属機関等の設置の根拠となっている法律又は条例に非公開の規定がされている場合

(2) 会議において清須市情報公開条例（平成17年清須市条例第10号）第7条各号の規定に該当する情報（以下「不開示情報」という。）について審議する場合

（公開又は非公開の決定）

第4条 会議の公開又は非公開の決定は、前条に規定する基準に基づき、附属機関等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

2 附属機関等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第5条 附属機関等は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催の日前7日までに開催案内書（第1号様式）を公表するものとする。ただし、緊急に附属機関等の会議が開催されるときは、開催の決定後、速やかに公表するものとする。

（公開の方法等）

第6条 附属機関等は、公開で行う会議については、傍聴を認める者（以下「傍聴人」という。）の定数をあらかじめ定め、会場に一定の傍聴席を設け、会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴希望者」という。）に傍聴を認めることにより行うものとする。

2 傍聴希望者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴受付票（第2号様式）に記入しなければならない。

3 傍聴希望者が定数を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、附属機関等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができるものとする。

4 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、あらかじめ傍聴に当たっての遵守事項（第3号様式）を傍聴人に配布するものとする。

5 附属機関等は、会議資料を傍聴人に配布するものとする。ただし、図面、地図、写真、報告書等については、原則として当該会議が終了するまでの間、会場に備え、傍聴人の閲覧に供するものとする。

（公表の方法）

第8条 第5条及び前条に規定する公表は、市のホームページへの掲載、附属機関等の担当課の窓口での閲覧とする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。